

平成 20 年 9 月 25 日承認  
令和 4 年 8 月 16 日改定

## NGO-JICA 協議会 実施要項

NGO-JICA 協議会

### 1. 目的

NGO と JICA は、「NGO-JICA 協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、対話を通じて JICA の業務の透明性・説明責任の向上を図り相互理解を深めるとともに、対等なパートナーシップに基づく連携による国際協力活動を実践していくことにより、国際協力の質の向上を図る。

### 2. 開催

- 1) 頻度：原則年 2 回
- 2) 開催地：対面もしくはオンライン開催とする。対面の場合の開催地については東京に限定せず必要・要望に応じて地方での開催も検討する。
- 3) 次第構成：議題を「報告事項」と「協議事項」に分けて構成する。
- 4) 司会：NGO と JICA 双方のコーディネーターが交互に担当する。

### 3. 参加者

- 1) 対象となる参加者：協議会の趣旨に賛同する NGO 等団体、個人および JICA 関係者
- 2) 参加手順：NGO 及び JICA がそれぞれ行う参加者募集に対する事前申し込み制

### 4. 運営

- 1) 協議会コーディネーター：  
協議会の運営は、NGO と JICA 双方のコーディネーターにより実施する。NGO コーディネーターは、NGO において選出手続きを行い、毎年度 4 月までに決定する。

### 5. 議題

- 1) 議題範囲は、JICA が担当する業務に関する事柄、NGO 等との連携に関する事柄とする。
- 2) 議題は、NGO と JICA 双方のコーディネーターが議題案の募集をそれぞれ行い、協議会コーディネーター間の調整を経て決定する。

### 6. 情報公開

- 1) 協議会開催の都度、要旨議事録、または必要に応じて逐語議事録を作成する。
- 2) 逐語議事録の作成を求める場合は、協議会コーディネーターにて発案し、協議会コーディネーター間の調整を経て決定する。

3) 議事録および配布資料は、協議会のホームページ上で公開する。

## 7. 地域協議会および NGO-JICA 勉強会

### 1) 地域協議会

協議会全体の議論とは別に、地域ごとの課題や取り組みに関する議論を行うために、地域の NGO および JICA 国内機関の合意により地域協議会を開催できる。

### 2) NGO-JICA 勉強会

国際協力に関連する様々な分野、個別の 이슈に関する情報共有や活動の深化に資する議論を行うため、双方の提案により勉強会を開催することができる。

## 8. 附則

1) この要項は、令和 4 年 8 月 16 日より施行する。

2) この要項の変更もしくは追加については、その都度本協議会で協議のうえ、これを行うこととする。

以上

(制定・改正沿革)

- ・平成 20 年 9 月 25 日承認、同 10 月 1 日適用
- ・令和 4 年 8 月 16 日承認、同日適用